

## 長崎市老朽危険空き家対策事業における空き家の老朽度判定基準

●住宅地区改良法施行規則別表第1の二

(い)	(ろ)	(は)	(に)	
評定区分	評定項目	評定内容	評点	
二 構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 床	イ	根太落ちがあるもの	10
		ロ	根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15
	(2) 基礎、 土台、 柱又 ははり	イ	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		ロ	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に 腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ハ	基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩 壊の危険のあるもの	100
	(3) 外壁 又は 界壁	イ	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損に より、下地の露出しているもの	15
		ロ	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損に より、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴 を生じているもの	25
	(4) 屋根	イ	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのある もの	15
		ロ	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木 等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25
		ハ	屋根が著しく変形したもの	50
	合計評点(注2)			

注1: (ろ)欄の各評定項目において、該当する評定内容が二つ以上ある場合は、最も高い評点を採用する。

注2: 空き家の老朽度判定基準は、評定項目(1)～(4)の評点の合計が100点以上であること。

注3: 長崎市老朽危険空き家対策事業については、注2の他に、土地・建物の寄贈ができる、土地・建物ともに抵当権等がない等の条件があります(対策事業実施要綱別表第1参照)。

注4: 老朽危険空き家対策事業の対象の可否については、現地調査のうえ、市が判断します。